

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町 2-7-5(砂防会館内)
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
ホームページ <http://zensuiren.org/>
お問い合わせ zensuiren@k2.dion.ne.jp
編集・発行 植崎晃久

7/7は川の日です



命を守る。

川の中は別世界

命を守る。

せせらぎに ぼくも魚も すきとおる

河川愛護月間

7月1日～7月31日

“絵手紙”募集中!!

詳しくは <http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>

平成25年9月20日(金)必着
今すぐアクセス!

7月1日～7日は河川水難事故防止週間
(川の防災情報) <http://r.river.go.jp>
(気象庁天気予報)「市外局番」+「117」

- 主催：国土交通省／都道府県／市町村
- 後援：内閣府／日本放送協会／一般社団法人日本新聞協会／一般社団法人日本民間放送連盟
- 協賛：公益社団法人日本河川協会／公益財団法人リバーフロント研究所／公益財団法人河川財団／全国治水期成同盟会連合会／全国水防管理団体連合会／一般社団法人建設広報協会／一般社団法人河川情報センター／一般社団法人優良渾濁水地アクリメーション振興財団／全国建設弘済協議会

目次

河川愛護月間の実施について……………	国土交通省水管理・国土保全局治水課 ……	2
森と湖に親しむ旬間……………	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 ……	6
清須市 庄内川堤防完成報告会について	中部地方整備局 庄内川河川事務所 ……	8
畑川ダム竣工……………	京都府建設交通部理事河川課長事務取扱 板屋 英治 ……	12
西之谷ダム竣工……………	鹿児島県土木部河川課 ……	15
白川河川激甚災害対策特別緊急事業着工式…	九州地方整備局 熊本河川国道事務所 ……	17

河川愛護月間の実施について

～ せせらぎに ほくも魚も すきとおる ～

河川は、私達の生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な水と緑の空間であり、良好な河川空間への国民の関心はますます高かまっています。

そこで、国土交通省では、河川が地域住民の共有財産であるという認識の下に、河川についての理解と関心を深め、地域住民、市民団体や関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進するとともに、河川愛護意識が広く国民の間で醸成されることを目的として、7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

本年度も、各地方整備局、都道府県、市町村等が主体となって、地域住民、河川愛護団体、関係行政機関等の協力を得て、「せせらぎに ほくも魚も すきとおる」(平成22年「河川愛護月間」推進標語募集、最優秀賞作品)を推進標語として、河川愛護運動を積極的に展開することとしています。

月間中は、ポスター、チラシ等による広報活動をはじめ、全国各地で、河川のクリーン作戦、絵画・作文等のコンクール等地域の実情に応じた様々な

国土交通省水管理・国土保全局治水課

活動を積極的に実施することとしています。

特に、河川のふれあい点検、水面利用・川下り、川の指導者等の人材育成の支援など、河川での地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実を積極的に図ることとしております。(別紙1参照)

また、これらの活動に加え、河川愛護月間の推進特別事業として例年好評をいただいております絵手紙の募集も行うこととしております。(別紙2参照)

これらの行事に、一人でも多くの方が参加され、河川愛護運動の主旨をご理解いただけるよう、一層の御協力をお願いいたします。

7/7 は 川の日です

せせらぎに ほくも魚も すきとおる

河川愛護月間

7月1日～7月31日

“絵手紙”募集中!!

http://www.mlit.go.jp/river/iaigo/index.html

平成25年9月20日(金)必着

すずくアクセス

7月1日～7日は河川水難事故防止週間
(川の防災情報) <http://river.go.jp>
(河川の防災情報) (防災周知) (117)

●主催: 国土交通省、環境省、経済産業省
●協賛: 内閣府、日本郵政、一般社団法人日本郵政協会、一般社団法人日本郵便株式会社
●協賛: 公益財団法人日本河川協会、一般社団法人リバーフロント協会の各
公財団法人水環境、公益財団法人河川環境改善、公益財団法人河川環境
一般社団法人河川環境改善、一般社団法人リバーフロント協会の各
一般社団法人河川環境改善、一般社団法人リバーフロント協会の各

「河川愛護月間」“絵手紙”を募集します。

「河川愛護月間」“絵手紙”募集要領

- 1. 目的**
「河川愛護月間」(7月1日～7月31日)における広報活動の一環として、平成25年度より河川愛護特別事業として絵手紙作品を募集してきました。平成25年度も、昨年と同様、絵手紙を小学生、中学生、高校生及び一般の方々を含め広く募集し、河川愛護意識の高揚を図ることとします。
- 2. 応募対象**
① 募集内容
「川遊び・川での思い出・川への思い」
※ 絵手紙は、平成25年度「河川愛護月間」ポスター、チラシ等に使用するほか、「河川愛護月間」の推進に幅広く活用します。
② 応募資格
河川愛護月間の趣旨に賛同して頂ける方。年齢、性別、職業などの制限はありません。(応募できる作品は一人一件です。)
③ 応募作品のサイズ
郵便がきサイズ(100mm×148mm)
④ 応募方法
応募作品の裏面に氏名、性別、電話番号等のほか、小学生・中学生・高校生は学校名と学年を明記の上、下記送付先へ応募してください。
既卒、在学及び卒業名は記入しなくても構いません。なお記入した個人情報、応募作品の書面に関する権利、著作権等の権利は応募後には使用しません。
⑤ 応募上の注意
応募作品の活用: 作品は、国土交通省に帰属します。
応募作品は、未発表のオリジナル作品に限ります。
応募作品は、返却しません。
⑥ 締め切り
平成25年9月20日(金)まで(当日必着)
- 3. 審査方法**
水環境の専門家、マスコット関係者、美術の専門家等で構成する審査会において審査を行い、入賞作品を決定致します。
- 4. 入賞の発表**
審査終了後、入賞者に直接通知するとともに、国土交通省ホームページ、機関誌等にも掲載します。
- 5. 作風自由**
※ 優秀作品は、平成25年度「河川愛護月間」ポスター、チラシ等に使用するほか、「河川愛護月間」の推進に幅広く活用します。
- 6. 賞**
最優秀賞 (国土交通大臣賞) 1点
優秀賞 (国土交通事務次官賞) 6点
優良賞 (国土交通省水管理・国土保全局長賞) 6点
審判員特別賞 5点
- 7. 表彰**
主催である国土交通省から賞状を、協賛団体から謝状を贈呈します。

主催: 国土交通省
協賛: 公益財団法人日本河川協会、公益財団法人リバーフロント協会、一般社団法人日本河川協会、一般社団法人河川環境改善センター

送付先 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局治水課内「河川愛護月間」絵手紙募集係
問合せ先 国土交通省水管理・国土保全局治水課管理係 03-5253-8111 (内線 35663)
HPアドレス <http://www.mlit.go.jp/river/iaigo/index.html>

平成 25 年度「河川愛護月間」実施要綱

1. 目的

この運動は、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とする。

2. 期間

平成 25 年 7 月 1 日（月）から 7 月 31 日（水）まで

3. 主催

国土交通省、都道府県、市町村

4. 後援

内閣府、日本放送協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟

5. 協賛

公益社団法人日本河川協会、公益財団法人リバーフロント研究所、公益財団法人河川財団、全国治水期成同盟会連合会、全国水防管理団体連合会、一般社団法人建設広報協会、一般財団法人河川情報センター、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団、全国建設弘済協議会

6. 運動の重点

- ・地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生
- ・地域社会と河川との関わりの再構築
- ・河川愛護意識の醸成
- ・河川の適切な利用の推進

7. 推進標語

「せせらぎに ほくも魚も すきとおる」
(平成 22 年「河川愛護月間」推進標語募集、最優秀賞作品)

8. 実施要領

河川管理者は、地域住民、市民団体、関係行政機関等と協力し、この月間中に、河川愛護の意識が広く国民の間で醸成されるよう、次に掲げる活動及び地域の実情に応じた多様な活動を積極的に展開するものとする。

(1) 地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生

イ. 良好な河川環境の保全・再生

良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、市民団体等が主体となって行う河川環境の保全・再生等に関する活動を積極的に支援する。

ロ. 河川の美化

月間中に「川のクリーン作戦」等を企画し、河川に関わる市民団体、町内会、関係行政機関等と協力しつつ河川美化を推進する活動を行うとともに、堤防、河川敷等に廃棄されたゴミの一斉清掃等を行う。

(2) 地域社会と河川との関わりの再構築

イ. 地域住民、市民団体等と協力した河川の点検等

すべての人々が親しみやすい河川空間にするため、地域住民、市民団体等と河川管理者が協力して、川へのアクセスや利用について点検する機会を設け、今後の川づくりに反映させる。

ロ. 水面の利用、川下り等

多くの河川で、カヌー、ボート、イカダ等による河川の水面利用が行われるようになっていく。地域住民、市民団体等による河川の水面利用を体験する活動を支援するとともに、河川の水面利用の安全点検を河川利用者と河川管理者が協力して行う。

ハ. 川の指導者等の人材育成の支援

川に対する基本的な知識、川での様々な遊び、地域の歴史・文化等を教えることのできる「川の指導者」等の人材を育成し、それぞれの地域で子どもに対して川での遊び方を教える活動等を支援する。

ニ. 河川に関する地域住民等とのコミュニケーションの充実

河川は、地域の水循環の主軸で、地域の文化、風土等とのつながりを有している。このため、川や流域における「川の 3 6 5 日」の情報の積極的な提供に努め、関係機関や地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実を図る。

(3) 河川愛護意識の醸成

イ. 河川についての広報活動の実施

報道関係機関等の協力を得て、積極的に河川に関する広報活動を行う。

広報誌、折り込み、スライド、ポスター、ステッカー等を活用し、この月間の趣旨の地域住民、市民団体、河川利用者等への浸透を図る。

ロ. 河川愛護団体への支援等

河川愛護団体への支援に努め、必要に応じて表彰等の措置を講じ、河川愛護意識の醸成を図る。

なお、みどりの愛護功労者国土交通大臣表彰に推薦されるよう積極的に努めるものとする。

ハ. 各種行事の開催

7 月 7 日が「川の日」であることも踏まえ、「川の日」と連携した講演会、シンポジウム、河川に関する写真、絵画、作文のコンクール等を積

極的に開催するとともに、優秀な作品について表彰、展示を行う等により、河川愛護意識の醸成を図る。

(4) 河川の適切な利用の推進

イ. 関係行政機関が共同して河川のパトロールを実施する等、河川利用者等に対し河川の適切な利用に関する指導等を行う。

ロ. 地域において、住民の日常的な河川空間の利用が促進され、地域づくり、まちづくりにおいて活かされるよう関係機関との連携の強化を図る。

(5) 河川水難事故防止週間における啓発活動の実施

イ. 近年多発する河川水難事故を受け、7 月 1 日から 7 日までを河川水難事故防止週間とする。

ロ. 出前講座の集中的な実施等による河川水難事故防止に関する啓発活動を行う等により、河川利用者に対し川を利用する際の安全意識の向上を促す。

「河川愛護月間」絵手紙募集要領

1. 目的

「河川愛護月間（7 月 1 日～7 月 31 日）」における広報活動の一環として、平成 16 年度より同月間推進特別事業として様々な作品を募集してきました。平成 25 年度も、昨年に引き続き、絵手紙を小学生、中学生、高校生及び一般の方々を含め広く募集し、河川愛護意識の高揚を図ることとします。

2. 応募規定

①募集内容

・テーマ

「川遊び～川での思い出・川への思い～」

・募集作品

絵だけでは表現できない川での思い出や川への思いを文章にし、絵と組み合わせて描いた「絵手紙」を募集します。

デザイン、彩色、画材は自由です。（写真は応募できません。）

②応募資格

河川愛護月間の趣旨に賛同して頂ける方。年齢、性別、職業などの制限はありません。（応募できる作品は一人一作品です。）

③応募作品のサイズ

郵便はがきサイズ（100mm × 148mm）

④応募方法

応募作品の裏面に氏名、住所、電話番号のほか、小学生・中学生・高校生は学校名と学年を明記の上、下記送付先へ応募してください。

（氏名、住所及び学校名にはふりがなを付けてください。）

※ご記入頂いた個人情報、応募作品の審査に関する確認、審査結果連絡の目的以外には使用致しません。

⑤応募上の注意

・応募作品の使用・著作権は、国土交通省に帰

属します。

- ・応募作品は、未発表のオリジナル作品に限ります。
- ・応募作品は、返却致しません。

⑥締め切り

平成 25 年 9 月 20 日（金）まで（当日必着）

3. 審査方法

水環境の専門家、マスコミ関係者、美術の専門家等で構成する審査会において審査を行い、入賞作品を決定致します。

4. 入選の発表

審査終了後に、入賞者に直接通知するとともに、国土交通省ホームページ、機関誌等にも掲載します。

5. 作品使用

優秀作品は、平成 26 年度「河川愛護月間」ポスター、チラシ等に使用するほか、「河川愛護月間」の推進に幅広く活用します。

6. 賞

最優秀賞（国土交通大臣賞）	1 点
優秀賞（国土交通事務次官賞）	6 点
優良賞（国土交通省水管理・国土保全局長賞）	8 点
審査員特別賞	5 点

7. 表彰

主催者である国土交通省から賞状を、協賛団体から副賞を贈呈します。

8. 送付先・問い合わせ先等

（送付先）

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局治水課内 「河川愛護月間」絵手紙募集係

（問合せ先等）

国土交通省水管理・国土保全局治水課管理係
03-5253-8111（内線35663）

HPアドレス

<http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>

森と湖に親しむ旬間

A ten-day campaign for getting familiar with forests and lakes

(平成 25 年 7 月 21 日～ 31 日)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
River Environment Division, Water and
Disaster Management Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure,
Transport and Tourism

・呼びかけ統一標語

ふれあいさわやか 森と湖

もう一つ ふるさと見つけた 森と湖

さわやかな 心のオアシス 森と湖

・統一シンボルマーク



農林水産省及び国土交通省は、毎年 7 月 21 日から 31 日までを「森と湖に親しむ旬間」と位置づけ、イベントを中心とした様々な取り組みを昭和 62 年度より実施しています。

この旬間は、国民の皆様が森林や湖に親しんでいただくことで、心と体をリフレッシュしながら、森林やダム等の重要性について理解を深めていただくことを目的として定めたものです。

本年度も旬間中は農林水産省、国土交通省、独立行政法人水資源機構、都道府県、市町村等が主催者となり、全国各地の管理ダムを中心として、ダムの堤体内・発電所・水源林の見学会や周辺でのレクリエーション等が実施されるほか、ホームページ、チラシ等により広報活動を展開していき

ます。

国土交通省水管理・国土保全局のホームページにも、全国のイベント情報などを掲載する予定です。

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/campaign/shunnkan/index.html>

以下に、本旬間の実施要綱を紹介します。

平成 25 年度「森と湖に親しむ旬間」実施要綱

1. 目的

国民に森と湖に親しむ機会を提供することによって、参加者の心身をリフレッシュするとともに、森林、ダム、河川等の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めることを目的とする。

2. 期間

平成 25 年 7 月 21 日 (日)～7 月 31 日 (水)

3. 主催

農林水産省、国土交通省、独立行政法人 水資源機構、都道府県、市町村

4. 後援 (予定)

内閣府、日本放送協会、一般社団法人 日本新聞協会、一般社団法人 日本民間放送連盟

5. 協賛 (予定)

公益社団法人 日本河川協会、一般財団法人 国土技術研究センター、一般財団法人 河川情報センター、公益財団法人 河川財団、一般財団法人 日本ダム協会、一般社団法人 ダム・堰施

設技術協会、一般財団法人 ダム技術センター、一般財団法人水源地環境センター、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人 全国治水砂防協会、一般社団法人 建設広報協会、全国建設弘済協議会、公益社団法人 国土緑化推進機構、社団法人 日本治山治水協会、全国森林組合連合会、一般社団法人 全国森林土木建設業協会、社団法人 日本林業協会、一般社団法人 日本林業土木連合協会、一般社団法人 全国木材組合連合会、一般社団法人 日本森林技術協会、一般財団法人 日本森林林業振興会

6. 行事等の実施主体等

(1) 実施主体

農林水産省、国土交通省、(独)水資源機構、各地方公共団体、マスコミ関係機関、民間企業等の主催や協力により各種行事が実施されるよう調整する。

(2) 実施場所

全国各地の森林、すべての管理中のダム(国・機構・都道府県)及び可能な限り多くの利水ダムにおいて行うことを目標とする。

7. 実施内容等

(1) 行事実施の考え方

水と緑に恵まれた自然豊かな森と湖に集い、自然環境に親しみ、人と人との交流を深め、やすらぎやうるおいを感じてもらうことを通して森と湖の大切さを理解することを目的に、全国各地の水源地域等において各種行事、広報活動等を実施する。

(2) 実施内容

- ア. 森林、ダム、湖沼の美しさ、快適さを享受するための行事等の実施
- イ. 森林、ダム、湖沼に対する理解、関心を深めるための行事等の実施
- ウ. 森と湖のある上流水源地域住民と下流都市地域住民との交流
- エ. その他

以 上

【昨年度の様子】



石淵ダム・胆沢ダムふれあい祭：石淵ダム堤体見学
(石淵ダム：岩手県奥州市)



ダム湖面でのカヌーツアー
(長島ダム：静岡県榛原郡川根本町)



パネル展示
(真名川ダム：福井県大野市)

清須市 庄内川堤防完成報告会について

中部地方整備局 庄内川河川事務所

1 はじめに

東海地方の中心部名古屋市と庄内川をはさんで隣接する愛知県清須市一帯は、平成 12 年 9 月の東海豪雨において、甚大な浸水被害を受けました。

この災害を受けた河川激甚災害対策特別緊急事業（平成 12～16 年度）による復旧事業の完了後も、堤防嵩上げ・河道掘削などの河川改修事業を継続的に進めてきたところ、平成 25 年 3 月をもって橋梁関係区間を除き、清須市内の庄内川右岸堤防が完成しました。

去る 5 月 11 日（土）に事業の完成を記念した完成報告会を、現地水防センターにて関係者を招いて実施しましたので本稿にて報告します。



東海豪雨時の庄内川出水状況（枇杷島）



浸水被害状況（西枇杷島町）

2 庄内川の概要

庄内川は、愛知県、岐阜県の 2 県にまたがる流域を持ち、名古屋市を中心とする中部圏の経済、文化の基盤をなす一級河川です。

庄内川下流部右岸の清須市は、平成 17 年 7 月に愛知県西春日井郡西枇杷島町、清洲町、新川町が合併して発足した市であり、庄内川右岸堤防と新川左岸堤防に挟まれた旧西枇杷島町・新川町の一帯は、東海豪雨による新川の破堤に伴う甚大な浸水被害を受けた地区です。



庄内川流域図と清須市位置図

3 庄内川堤防事業の経緯

1) 河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）

東海豪雨による災害復旧として、庄内川及び新川において平成 12 年度から「激特事業」に着手し、庄内川下流地域において集中的な投資を行い、堤防整備や河道掘削などの事業を進め、平成 17 年 3 月に災害復旧及び再度災害防止を目的とした緊急事業が完成しました。

2) 特定構造物改築事業（特構事業）

平成 14 年度には、庄内川枇杷島地区において県道枇杷島橋等を対象とした「特構事業」に着手し、関連用地の買収や、右岸清須市側の築堤工事を進め、平成 20 年 6 月に、特構事業区間のうち、橋梁改築部分を除く右岸清須市側堤防整備が完了しました。



3) 一般改修事業

激特事業による緊急復旧事業の完了後、平成 17 年 11 月に「庄内川水系河川整備基本方針」、平成 20 年 3 月には「庄内川水系河川整備計画」を策定し、特構事業以外の区間についても抜本的な改修工事を現在も継続して実施中です。

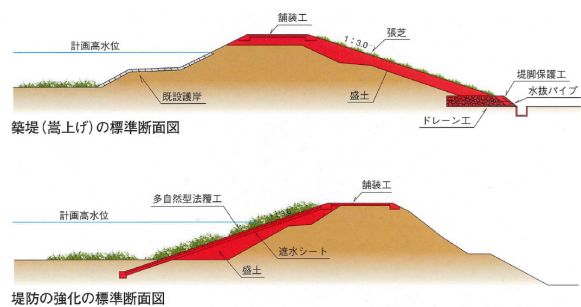
このうち、庄内川右岸清須市に関連する一連区間について、平成 25 年 3 月に清須市西枇杷島町小田井 1 丁目から上新地区にかけての堤防工事完成により整備が完了しました。

4) 工事内容

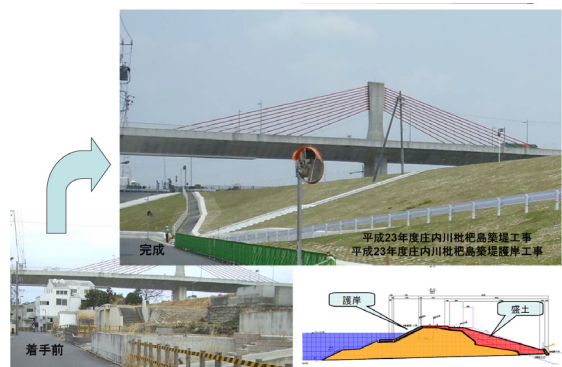
庄内川右岸、清須市に関する区間で行われた工事の内訳は以下のとおりです。

- ・築堤護岸工事 約 5.6km
- ・河道掘削工事 約 18,000m³
- ・水防センター（みずとびあ庄内）整備 1 式
- ・用地買収 約 12.3ha
- ・家屋等の補償 76 件

本事業の完成に要した費用は、平成 12～24 年度までの清洲市関係事業合計で約 140 億円、うち用地取得に要した費用は約 73 億円でした。



堤防強化の概要



堤防強化の状況（枇杷島）

4 清須市堤防完成報告会

5月11日（土）、あいにくの雨模様の中、庄内川堤防のうち清須市関係区間の完成について、地元をはじめとする関係者に報告するための完成報告会を、清須市との共催により、地元の清須市庄内川水防センター（みずとぴあ庄内）にて開催しました。

報告会には、地元選出の神田憲次衆議院議員をはじめ、赤松広隆衆議院議員、佐々木憲昭衆議院議員、荒木清寛参議院議員、片桐正博愛知県副知事のほか、愛知県議会議員、清須市議会議員、地元関係者など多数の来賓をお迎えしました。



式辞を述べる梅山和成中部地方整備局長および加藤静治清須市長挨拶



国土交通省山田邦博治水課長及び神田憲次衆議院議員ご挨拶



式典会場の様子

式典は、梅山和成中部地方整備局長からの式辞、加藤静治清須市長及び山田邦博国土交通省水管理国土保全局治水課長の挨拶に引き続き、来賓各氏の挨拶、祝電紹介が行われました。



赤松広隆衆議院議員及び佐々木憲昭衆議院議員ご挨拶



荒木清寛参議院議員及び片桐正博愛知県副知事ご挨拶

その後東海豪雨の際、水防活動や避難誘導の陣頭指揮に当たられた工藤良也元西春日井郡西部消防組合消防署長から、東海豪雨時の水害の有様、住民を避難させるための苦労話など、豪雨の猛威を伝える貴重な体験談が語られました。



東海豪雨時の体験を語る工藤良也元消防署長



被災住民の救助活動の様子

式典の最後に、来賓代表と 6 組の地元住民代表家族の皆さんにより、清須市の「市の花」である「桜」(ソメイヨシノ 6 本) の記念植樹により報告会を終了しました。



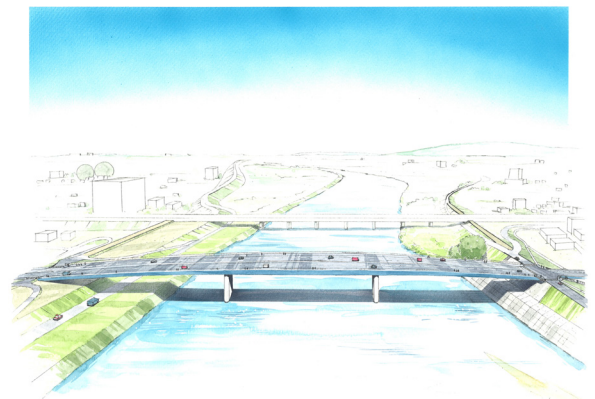
記念植樹の様子



記念植樹に参加された皆さん

5 今後の事業展開

清須市庄内川右岸堤防の完成を一区切りとして、今後は懸案である庄内川左岸(名古屋市側)堤防の引堤工事及び、県道枇杷島橋の架け替えについて事業を進めていく予定であり、現在、関係者である愛知県、名古屋市、国の 3 者による架け替え事業に関する基本協定書の締結に向けて協議を継続しており、順調に協議が調えば平成 26 年度新規事業着手を見込んでいます。



県道枇杷島橋架替イメージ

6 終わりに

庄内川河川事務所では、今後とも洪水被害を未然に防ぐための施設の整備とあわせ、災害時の緊急対応の充実・強化など、安心・安全な地域づくりに貢献すべく、一層の積極的な取り組みを進めてまいります。

当日お手伝いいただいた、清須市イメージキャラクター
うるん & きよ丸



畑川ダム竣工

— 京都府が初めて建設したダム —
Completion of the Hatagawa Dam

京都府建設交通部理事河川課長事務取扱 板屋 英治※

位置図

1 はじめに

畑川ダムは、一級河川由良川水系高屋川の支川畑川上流に位置する京丹波町下山地先に、高屋川総合開発の一環として、京都府が初めて建設した多目的ダムです。平成 4 年度に実施計画調査に着手し、以来事業の進捗を図り、20 年余りの歳月を経て、平成 25 年 1 月に試験湛水が終了し、同年 3 月 16 日に竣工式典を行いました。



畑川ダム



事業概要図



2 ダムの概要

畑川ダムが建設された畑川は、京都府南丹市西部の山々（標高 600 ～ 690 m）に発し、山間部を南西へと流れ、高屋川に合流する流域面積 22.7km²、流路延長 9.6km の一級河川です。

ダム本体の諸元は、堤高 34.0 m、堤頂長 87.75 m、支川部に遮水擁壁工（脇ダム）を設けた、総貯水容量 1,960,000m³ の重力式コンクリートダムです。

建設の目的は、以下の 3 つの機能の確保です。

■洪水調節

ダム地点の計画高水流量（1/30 年確率規模）200m³/s のうち、90m³/s の洪水調節を行い、下流畑川及び高屋川の洪水被害を軽減する。

■流水の正常な機能の維持（正常流量の確保）

ダム下流の畑川及び高屋川の既得かんがい用水等の安定化と河川環境保全のための維持流量を確保する。

■水道用水の確保

京丹波町の水道用水として、新たに 5,000m³/日を確保する。

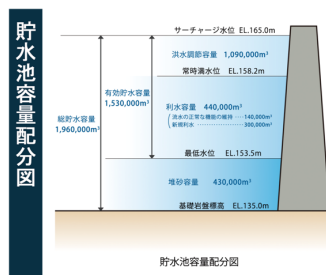
高屋川及び畑川では、昭和 28 年台風 13 号（浸水家屋 75 戸）をはじめとして、過去から出水の度に洪水被害が発生していました。

近年では、平成 16 年 10 月 20 日の台風 23 号において、黒瀬・藤ヶ瀬地区で合わせて床上 5 戸、床下 8 戸の浸水被害が発生しており、治水安全度の早期向上が求められていました。

一方、京丹波町は分水嶺に位置し、既存水源の大部分が地下水（浅井戸）及び溪流表流水であり、取水量の確保は天候に左右されやすく不安定な水源となっていました。近年においても大規模な渇水被害が発生しており、早期に安定した水源を確保することが、京丹波町の悲願となっていました。

こうしたことから、水道水源の確保、洪水被害

貯水池容量配分図



の軽減を図るために、京丹波町と連携し畑川ダムの建設を進めてきました。

3 畑川ダム事業の特徴

畑川ダムは、京都府が初めて建設するダム事業ということもあり、事業を進めるにあたっては、次の点に配慮しつつ工事を着実に進めてきました。

○環境への配慮

畑川ダム周辺には、京都府のレッドデータブック等に掲載されている自然環境保全上重要な種が、約 120 種確認されたことから、事業による動植物や河川環境への影響を考慮し、ダム事業による自然環境への影響を把握するとともに適切な保全対策の検討を進めるため、畑川ダム環境保全検討委員会を組織（計 14 回委員会開催）し、学識者の助言を得ながら工事を実施してきました。さらに、委員会の助言により、対象種の選定（スコーピング）、影響の予測だけでなく、回避・最小化・影響の軽減等の措置を実施するとともに、ダム供用後の環境調査についても取り組んでいくこととしました。

○コスト縮減

・管理用発電の導入

管理用発電の導入により消費電力の一部を賄うことで、高圧受電方式から低圧受電方式に変更し、電気室規模・電気設備の縮小や管理移行後の電気料金縮減というライフサイクルコストを見据えたコスト縮減を図り、商用電力の消費削減などにより CO₂ 削減（地球温暖化防止）にも寄与することとしています。

・JR 軌道の保全対策工法の変更

ダム事業南側に位置する JR 軌道の既存盛土材が不均一で、地震発生等により液状化の発生が懸念されたため、JR 西日本と調整し、

JR 軌道の保全対策工法について検討した結果、安全性が確保でき、かつ最も経済的である遮水擁壁工（脇ダム）+トンネル水路工法を採用することとしました。

○住民参画

ダム周辺地域の環境整備にあたっては、自然景観と調和のとれたよりよい景観形成を図り、地域住民及び町域全体の活性化に寄与するため、地元の方々が自ら努力され、ダム左岸への桜や紅葉の植樹などに取り組まれました。

○情報提供

・住民への情報提供（「畑川だより」の発行）

「畑川だより」では写真やイラストを併用して馴染みのないダムの事業内容をわかりやすく伝えるよう努め、京丹波町住民への全戸配布（約 6,000 戸）した結果、ダム事業への関心を持っていただくことができたと思います。（平成 25 年 4 月最終号（19 号）発行済み）

・ホームページの充実

畑川だより、工事進捗状況、イベント等の状況をホームページで随時紹介しました。

・社会学習

地元の下山小学校や須知高校の意向も受け、畑川ダムを社会学習の場として活用しました。（計 7 回 約 350 名）

・工事見学会

工事進捗に合わせて工事見学会として、関係機関見学会（44 回）、地域住民見学会（10 回）、（社）京都府建設業協会主催見学会（1 回）など、計 55 回 延べ約 1,250 名に説明を行いました。

○地域との連携

洪水被害や濁水被害の軽減を切望されてきた地元の方々にとって待望のダムが完成しました。環境への配慮、コスト縮減、地元への情報の提供などの取り組みに努めたこともあり、工事実施に際しては、地元や関係機関との友好な関係を築き事業を進めていくことができました。さらには、小学校の社会学習、地元説明会、工事見学会等を通じて次世代を担う子供たちにもダム事業に関連する様々な説明を行うことができ、公共事業の必要性、事業効果について広く理解をしていただく良い機会になったのではないかと考えています。

また、ダムの完成に先立ち、地元に立地して

いる企業の中には新工場を建設し、最新の機械設備の導入により、今後の需要増加などに合わせた生産ラインの拡充を図っていく方針を打ち出すなど、ダムによる水道用水の確保が地元経済の活性化の牽引的な役割を果たしたものと考えています。

4 竣工式典

竣工式典は、京都府主催により、平成 25 年 3 月 16 日に畑川ダムの現場に近い京丹波町立蒲生野中学校で執り行われました。

当日は、京都府知事、国会議員、府議会議員、国土交通省、京丹波町長、南丹市長、行政関係者、地元住民ならびに工事関係者など約 250 名に出席をいただき、ダムの完成をお祝いしました。

はじめに、知事が式辞を述べ、府議会議長、国会議員、国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長の来賓祝辞の後、京丹波町長の地元挨拶に続いて、畑川ダム対策協議会会長による活動報告が行われました。式典会場での締めくくりとして、地元下山小学校児童による丹波八坂太鼓の演奏が行われました。

その後、畑川ダムサイトへ移動し、京都府知事、国会議員、府議会議員、国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長、京丹波町長、南丹市長等によるくす玉開披が、蒲生野中学校吹奏楽部のファンファーレとともに行われるなど、春めいた暖かい天候の中、式典は和やかに執り行うことができました。

5 おわりに

畑川ダム事業は、21 年の歳月を経て、平成 25 年 3 月に完成を迎えることができました。これから畑川ダムが、地域の日常生活、そして生命・財産を守り、今後も地域に親しまれるダムとなってくれること、さらには、知事が式典の式辞でも述べた「京丹波町の未来の大きな原動力」になってくれることを願っています。

最後に、本事業の推進にあたり、貴重な土地を提供していただいた地権者の皆様ならびに地元関係者の皆様、国土交通省をはじめ関係機関の皆様、そして、畑川ダム事業に携わった関係者の皆様のご理解、ご協力に対し心よりお礼申し上げます。

竣工式典写真 (山田京都府知事による式辞)



竣工式典写真 (下山小学校児童による丹波八坂太鼓の演奏)



竣工式典写真 (くす玉開披)



西之谷ダム竣工

鹿 児 島 県 土 木 部 河 川 課

1. はじめに

西之谷ダムは、鹿児島県が二級河川新川水系新川の上流、鹿児島市西別府町西之谷地内に建設した治水専用ダムで、昭和 47 年度より実施計画調査を開始しました。平成 4 年度には建設事業に採択され、以後、用地買収や市道西之谷中央線の付替工事を進め、平成 21 年 3 月からダム本体工事に着手、昨年 12 月に無事試験湛水も終え、5 月 18 日に竣工式を執り行いました。

2. 西之谷ダムの概要

鹿児島市街地を流下する新川は、川幅が狭小であるため梅雨期や台風期に毎年のように河川の増水、氾濫を繰り返してきました。このような状況から、昭和 57 年度から河口より河川改修に着手していますが、沿川が市街地化しており、川幅の拡幅には限度があることから、河川改修に併せ、上流に治水専用ダムの建設を行い、浸水被害の軽減を図る目的で計画されました。

西之谷ダムは、堤高 21.5 m、堤頂長 135.8 m の重力式コンクリートダムで、ダム基礎として全国的にもまれな地質であるシラス地帯に築造され、また、全国でも事例の少ない流水型ダムです。

洪水調節は、総貯水容量 793,000 m³（うち堆砂容量 75,000 m³）を利用して、ダム地点における計画高水流量 95 m³/s のうち 65 m³/s を調節する計画です。

3. 西之谷ダムの特徴

3-1 ダムサイトの地質

ダムサイトは、新生代第四紀（258.8 万年前～現在）の地層で構成されており、その地層は、圧密作用が進んでいない上、深部の地層を除く火砕流堆積物については非溶結の軽石凝灰角礫岩を主とするため、固結度が低く、且つ堆積収縮に伴

う割れ目も分布しないという通常の岩盤とは大きく異なった特徴を持っています。

なお、ダム堤敷に広く分布する城山層は、ボーリング孔を利用した現場透水試験（静水圧試験等）で、難透水性ということを確認しています。

3-2 造成アバットメント

当ダムの基礎岩盤は、堆積軟岩、又は火砕流堆積物であり、特に兩岸のアバット部は、CLL 級の軟質な岩盤となっております。このため、ダム本体を直接乗座させることが難しいことから、造成アバットメント工法を採用しました。

施工にあたっては、兩岸アバット部とも火砕流堆積物（シラス）であるため、掘削面の緩みや雨水等による浸食が懸念されたことから、モルタル吹付や防水シートを使用しながら入念なコンクリート打設を行いました。

3-3 止水計画（基礎処理）

通常の重力式ダムであれば、遮水性の改良や弱部の補強を目的として、カーテングラウチングやコンソリデーショングラウチングを計画しますが、西之谷ダムは、以下に示す基礎岩盤の透水特性により、基礎処理は実施しないことにしました。

- ① ダムの基礎岩盤である城山層は、亀裂のない均質な岩盤であり、透水係数 $k = 1 \times 10^{-5} \text{ cm/s}$ 以下の難～不透水性であること。
- ② 造成アバットメント背面の基礎地盤である入戸火砕流堆積物（新鮮部）は、亀裂のない均質な岩盤で $k = 1 \times 10^{-4} \text{ cm/s}$ 以下の難透水性であり、検討により浸透破壊に対する安全性を十分に有していること。
- ③ 左岸の地下水位は、サーチャージ水位まで上昇しており大きな変化がないこと。

- ④ 右岸の透水性は、山体斜面に沿って透水係数 $k = 1 \times 10^{-5} \text{ cm/s}$ 以下が高まりを示していること。

3-4 貯水池掘削及び環境対策

西之谷ダム貯水池の現況地形での総貯水容量は $545,300 \text{ m}^3$ であり、計画治水容量 $793,000 \text{ m}^3$ を確保できないことから、貯水容量の確保を目的として貯水池掘削を行いました。

この貯水池内掘削に伴う人為的な改変により、西之谷の従来からあった田圃風景が失われることになり、また、自然環境等に影響を及ぼす可能性が生まれました。

また、西之谷ダムは流水型ダムで平常時に貯水池内が冠水していないため、ダム貯水池内に樹木・草本が繁茂し、適切な維持管理を行うための伐採費用が増大することが懸念されたことから、貯水池内の景観整備を行うことになりました。

貯水池景観整備にあたっては、地域の景観にも配慮し、自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生育・育成・繁殖環境及び多様な景観を保全・創出することを基本方針として、有識者や地元住民とワークショップを行いながら整備を行いました。

4. 竣工式

竣工式当日は、降雨や桜島の降灰も心配されましたが、幸運にも天候に恵まれ、オープニングセレモニーとして、鹿児島実業高等学校吹奏楽部による演奏で式典が始まりました。式典では、伊藤知事の式辞、来賓の方々からの祝辞を頂き、その後、テープカット、くす玉開披、竣工記念碑除幕式や記念植樹と続き、再度、鹿児島実業高等学校吹奏楽部の演奏のあとに、参列者全員で万歳三唱が行われ、滞りなく式典は終了しました。

5. おわりに

鹿児島県においては、「災害に強い県土づくり」を県政の重要な課題の一つに掲げており、西之谷ダムの竣工により、新川流域における、梅雨期や台風期の豪雨による浸水被害の軽減が図られるものと考えています。また、景観対策として、貯水

池内に湿地やビオトープなど自然環境に配慮した施設を整備するとともに県民の憩いの場となるよう、展望所や多目的広場などの整備も進めており、地域に親しまれるダムとなるよう期待しているところです。

最後に、ダム事業に御協力いただきました地権者の方々をはじめ、御指導いただきました国土交通省など関係者への皆様に対し、心より感謝申し上げます。

白川河川激甚災害対策特別緊急事業着工式

九州地方整備局 熊本河川国道事務所

【はじめに】

平成 24 年 7 月の九州北部豪雨による災害に対し、再度災害の防止を図るため、白川水系（白川、黒川）において河川激甚災害対策特別緊急事業（以下、「激特事業」という）が平成 24 年 11 月に採択されました。

白川の激特事業においては、熊本市の明午橋～みらい大橋間の、河道掘削、築堤・護岸、樋管、橋梁架替等を今後概ね 5 カ年で緊急的に実施していくこととしています。

工事の着手にあたり、地元をはじめ関係機関の方々の一層のご理解とご協力をいただきながら、事業が円滑に進捗することを祈念して、去る 3 月 10 日、「白川河川激甚災害対策特別緊急事業着工式」を開催しました。

今後、本格的に激特事業を進めて参ります。

【白川激特事業の概要】

1. 白川流域の特徴

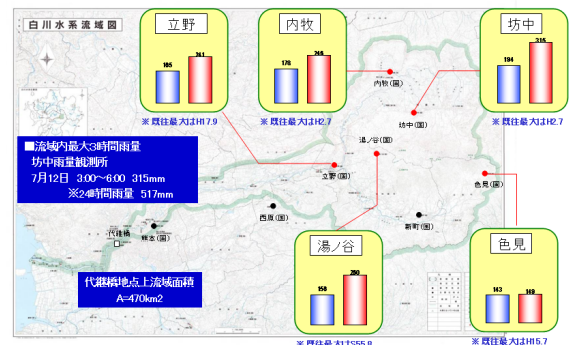
阿蘇を源流に熊本市街部を流れ有明海に注ぐ白川は、その流域はおたまじゃくしのような形をなし、流域の 8 割を占める阿蘇カルデラに降った雨が短時間で流下し、政令市である熊本市街地の中央を貫流するという特徴を持っています。（図－1）



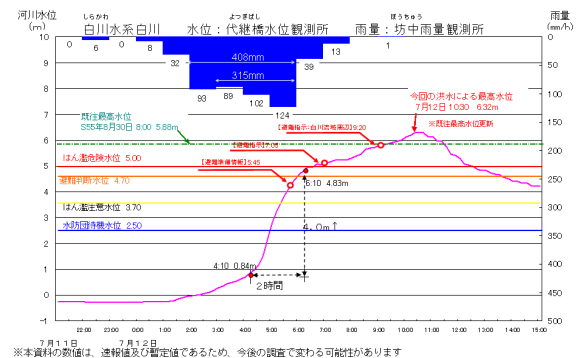
図－1 白川流域

2. 降雨・出水の状況

平成 24 年 7 月 12 日未明から朝にかけて活発な梅雨前線により阿蘇地方を中心に「これまでに経験したことのないような大雨」となりました。阿蘇地方の坊中雨量観測所では午前 2 時から 6 時の間に時間雨量 100mm 程度の雨が 4 時間連続で降り続き、熊本市街部の代継橋水位観測所では午前 4 時頃から 6 時頃の 2 時間に約 4m もの急激な水位上昇が観測され、その後更に水位が上昇し、午前 10 時 30 分に観測史上第 1 位となる最高水位 6.32m を記録しました。（図－2、図－3）



図－2 平成 24 年 7 月 12 日降雨状況



図－3 代継橋水位観測所の水位

3. 洪水被害の状況

白川は小碓橋から下流を国土交通省が、小碓橋から上流を熊本県が管理しています。

国管理区間においては、明午橋から子飼橋の間の右岸側、龍神橋付近から小碓橋までの間の両岸において堤防未整備区間から溢水して浸水被害が発生し、浸水面積は 21.3ha、床上・床下浸水合わせて 190 戸という被害が発生しました。

熊本県管理区間においては、河川沿いの至る所で氾濫被害が発生し、事業区間の熊本市域で浸水面積 118ha、全半壊・床上・床下浸水合わせて 788 戸という被害が発生しました。

また、上流の菊陽町、大津町、阿蘇市においても甚大な被害が発生しています。

(図-4, 図-5)



図-4 浸水被害の状況 (国管理区間)

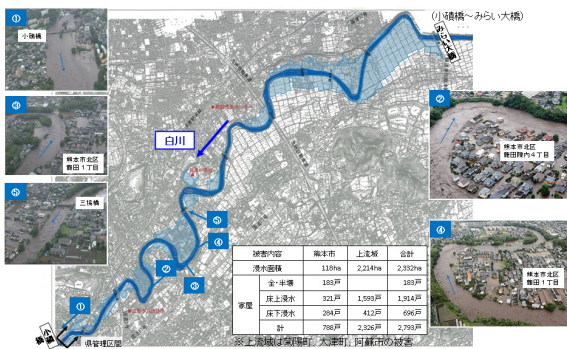


図-5 浸水被害の状況 (県管理区間)

4. 激特事業の概要

今後概ね 5 年間で、白川水系河川整備計画における河道配分の目標流量を対象に激特事業により緊急対策を実施します。

国管理区間においては、全体事業費約 123 億円を充当し、今回浸水被害が発生した区間において

堤防整備と合わせて河道内の掘削、龍神橋の架替、樋管の改築及び新設を行います。

熊本県管理区間においては、全体事業費約 117 億円を充当し、全川にわたり、川幅の拡幅や河道内の掘削、部分的に堤防整備を行います。

また、菊陽町、大津町、阿蘇市においても緊急的に河川改修に取り組むこととしております。(図-6, 図-7)

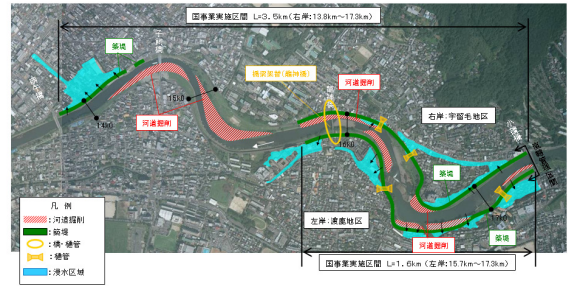


図-6 激特事業概要 (国管理区間)

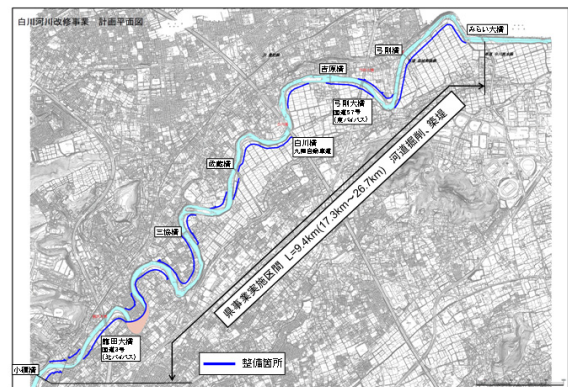


図-7 激特事業概要 (県管理区間)

【白川激特着工式】

平成 25 年 3 月 10 日 (日)、熊本市東区渡鹿の大江学園にて、熊本河川国道事務所、熊本県、熊本市の主催により、蒲島郁夫熊本県知事、幸山政史熊本市長、県選出国會議員、地元自治協議会長など約 60 名の出席のもと、激特事業の着工式を開催しました。

国會議員の皆様、熊本県知事、熊本市長をはじめとする多くの方々から、事業者等への激励の言葉や 1 日も早い事業の完成への思いがそれぞれの立場で述べられました。

最後は、地元の自治協議会長 7 名を含む来賓の方々 19 名で鍬入れを行い、激特事業の円滑な進捗と事業の早期完成を祈念しました。(写真-1)

【おわりに】

平成 24 年 7 月の出水以後、地域の皆様には事業計画の説明や用地のご相談等をさせて頂いております。また、準備が整ったところから随時工事にも着手して参る予定であり、今回の式典は当地区で築堤工事の準備が整ったことから開催する運びとなりました。

地域の安全・安心の確保のため、一刻も早く事業を完成することができますよう全力で取り組んで参ります。併せて親しみの持てる白川となるよう景観に配慮した検討も行っております。

今後とも白川河川激甚災害対策特別緊急事業について地域の皆様方や関係者の皆様方のご理解とご協力のもと、早期の効果発現に努めて参ります。



写真－ 1 鍬入れ式